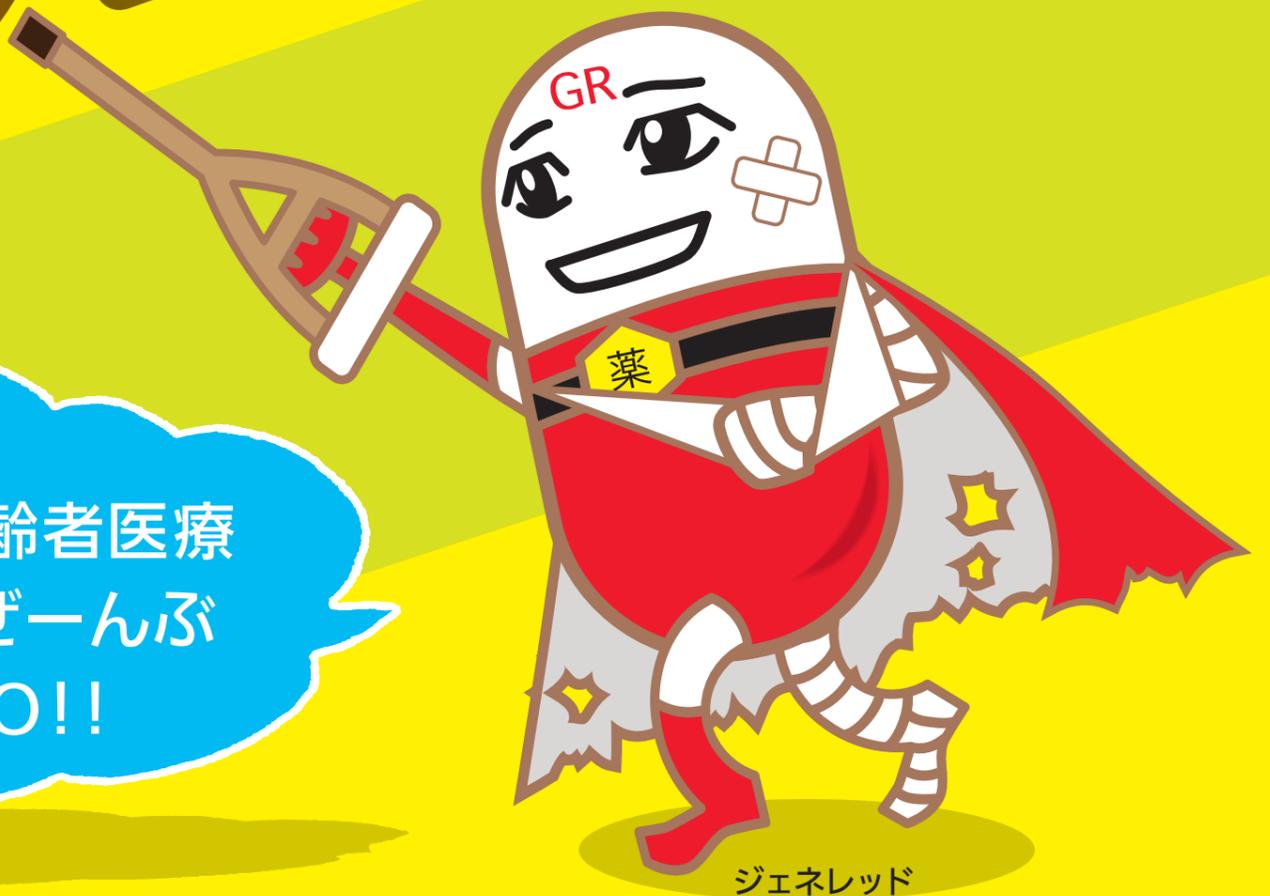


そのケガが
第三者(他人)の行為なら...

届け出YO!

国保・後期高齢者医療
介護保険もゼーんぶ
義務だYO!!



第三者行為(交通事故・けんか・食中毒など)でケガなどをしたときは、
お医者さんにかかることができますが、必ずお住まいの市町村の国保・介護
保険の担当窓口や後期高齢者医療広域連合に届け出てください。

